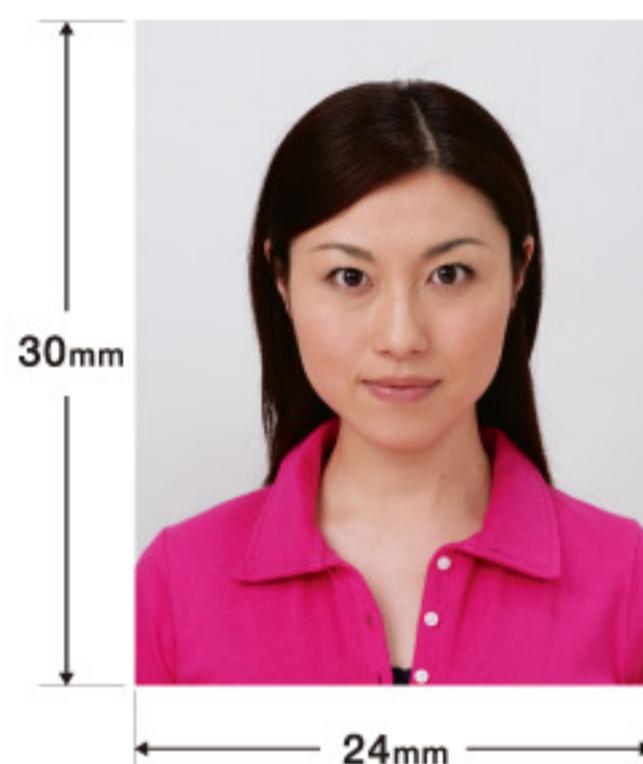


無線従事者免許証用の写真について

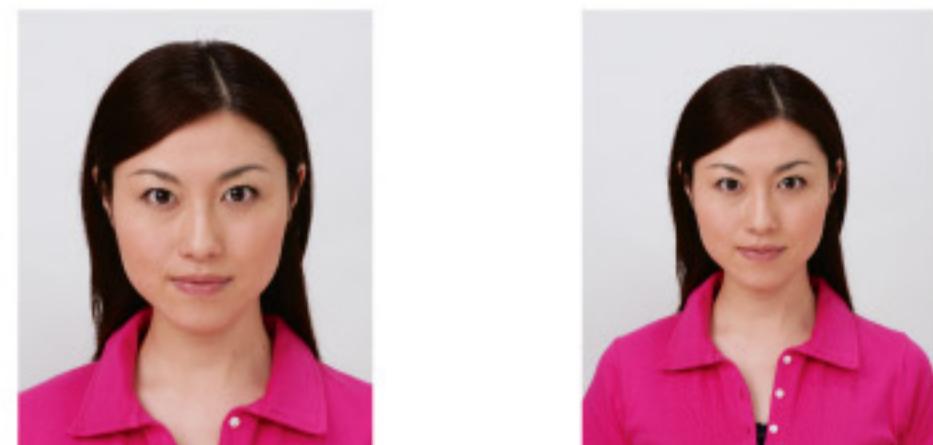
詳しくは、総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む）へお問い合わせください。

無線従事者の免許、再交付、訂正の申請に使用する写真は、無線従事者規則により下記の大きさとなっていますので、以下の「適当な写真例」、「不適当な写真例」を参考に写真を提出してください。

適当な写真例



指定の大きさを満たし、容易に人物を特定できるもの



主な注意点

- 1.申請者本人のみが撮影されたもの
- 2.6ヶ月以内に撮影されたもの
- 3.縁なしで各寸法を満たしたもの
- 4.無帽で正面を向いたもの
- 5.背景（影を含む）がないもの

不適当な写真例



額、頬などに過度のテカリがあるものについては、免許証の写真が変色する場合があるため不適当です。

不適当な写真例



額に過度のテカリがあるもの

不適当な写真例



頬などに過度のテカリがあるもの

眼鏡のフレームが目にかかっているものやフレームが非常に太いものなどは不適当です。

不適当な写真例



眼鏡のフレームが目にかかっているもの

不適当な写真例



フレームが非常に太く目や額を覆う写真例

撮影時に目をつぶっていたり、はっきりと開けていないものは不適当です。

不適当な写真例



目をつぶしているもの

不適当な写真例



目を開けていないもの

撮影時にピントが合っていないかたり、手ぶれしてしまったために画像が不鮮明なものは不適当です。

不適当な写真例



ピントにより不鮮明なもの

不適当な写真例



手ぶれにより不鮮明なもの

デジタル印刷の場合、ドット（網状の点）やジャギー（階段状のギザギザ模様）、インクのにじみなどがみられるものは不適当です。

不適当な写真例



ドットやインクのにじみなどがあるもの

不適当な写真例



ジャギーがあるもの

画像ファイルの過剰な圧縮等が原因となってノイズ（画像の乱れ）が発生しているもの、変形やマスキング（縁取り）などの画像処理を施したもののは不適当です。

不適当な写真例



ノイズがあるもの

不適当な写真例



画像処理を施したもの

撮影時に露出不足、露出過多のものは不適当です。

不適当な写真例



露出不足(露出アンダー)

不適当な写真例



露出過多(露出オーバー)

サンゴラスやヘアバンド以外にも、顔の器官が隠れるような帽子や衣服、布などの大きめの装飾品等は不適当です。

不適当な写真例



帽子によって顔が隠れているもの

不適当な写真例



マスクで顔の下半分が隠れているもの